

高知県集落活動センター推進事業費補助金実施要領

第1 目的

この要領は、高知県集落活動センター推進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第15条の規定に基づき、高知県集落活動センター推進事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 事業実施基準

（1）整備事業・人材導入活用事業

- （ア）集落活動センターを運営する組織が存在していること。
- （イ）実際に活動に着手できること。
- （ウ）集落活動センターの設置について、地域住民の総意があること。
- （エ）将来を含め、市町村の支援体制が整っていること。

※人材導入活用事業のみを先行実施する場合は、（エ）のみを必須要件とし、その他の事項については、検討中のものでも可とするが、市町村の計画書等を添付すること。

（2）経済活動拡充支援事業

- （ア）集落活動センターが実施する経済活動を拡充する事業であること。
- （イ）集落活動センター運営組織及び事業実施主体において、本事業実施に関する承認を得ていること。
- （ウ）事業計画作成の際に、産業振興アドバイザーや財務アドバイザー等の助言を受けていること。
- （エ）将来を含め、市町村の支援体制が整っていること。

※事業計画作成の場合は、（ア）のみを必須要件とする。

第3 人材導入活用事業の要件

- （ア）市町村の非常勤職員等として委嘱を行うこと。
- （イ）隊員の行う活動について、市町村の広報やホームページ等で広く住民に対して周知を図ること。
- （ウ）原則として、総務省の「地域おこし協力隊」又は「集落支援員」制度のいずれかの要件に合致するものを対象とする。

第4 補助対象としない事業

- （ア）施設の整備のみを目的とした事業（運用、活用についての計画がないもの）
- （イ）法令等に基づき市町村負担が義務付けられている事業
- （ウ）市町村がもっぱら行政目的に供する施設の整備事業（支所の整備等）

第5 補助対象としない経費

ア 各事業に共通する事項

- （ア）食糧費
- （イ）公課費
- （ウ）その他補助することが適当と認められない経費

イ 整備事業・経済活動拡充支援事業

- (ア) 既存施設の改修経費で単なる維持修繕を目的とするもの
- (イ) 用地取得又は補償に要する経費
- (ウ) 用地測量・補償物件調査等の業務委託に要する経費
- (エ) 既存の施設、設備等の撤去及び処分に要する経費
- (オ) 管理運営経費（光熱水費等）

ウ 人材導入活用事業

- (ア) 車両の購入
- (イ) 隊員個人の資産形成で、その効用が隊員のみに発揮されるもの

第6 補助対象期間

(1) 整備事業

集落活動センター開所日を起算時点とし、最長3年度とする。ただし、集落活動センター開所後に整備事業を実施する場合は、開所日から1年以内の交付決定日を含む年度を補助対象期間の第一年度とする。

(2) 人材導入活用事業

集落活動センターの立ち上げ準備及び集落活動センターの活動に従事する期間を対象とし、最長4年間とする。ただし、集落活動センターの開所日から起算した3年後の日を限度とする。

(3) 経済活動拡充支援事業

整備事業の補助対象期間終了後の次の3年度とする。ただし、整備事業の補助対象期間終了前に、活動基盤が整備できたと認める場合には、経済活動拡充支援事業を開始できるものとする。

第7 事業の採択手続

知事は、提出のあった要綱第6条に規定する補助金交付申請書（別記第1号様式）を、事業実施基準に基づき採択の適否について審査し、適当であると認めたものについて、交付決定通知書を補助事業者に通知するものとし、国庫補助事業等を活用して実施する事業に本補助金を充当する場合の交付決定については、国庫補助事業等の採択の見通しを確認したうえで通知するものとする。

なお、経済活動拡充支援事業の交付決定にあたっては、知事は、産業振興推進地域本部の意見を踏まえて審査するものとする。

不採択の決定を行った場合にあってはその理由、意見等を付して、補助事業者に通知するものとする。

第8 事業の実施等について

(1) 会計経理

要綱別表に定める市町村以外（以下「市町村以外」という。）が事業実施主体となる場合の請負工事及び委託業務の発注、備品購入等に当たっても、県または市町村の定めによることを原則とするが、それが困難な場合、三業者以上の見積によることとし、地

域等の事情により三業者以上の見積もりが困難な場合は、その理由書を補助事業者に提出しなければならないものとする。

(2) 請負工事における設計・施工管理等

請負工事による事業の実施に当たって、市町村等以外の事業実施主体による設計、入札事務、施工管理等が困難な状況が想定される場合は、事業の円滑な執行を図る観点から、補助事業者は、事業実施主体に対して技術的又は事務的な支援に努めなければならないものとする。

第9 その他

原則として、整備事業を最初に実施した年度内にセンターの開所を行うものとする。

(附 則)

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

(附 則)

この要領は、平成24年8月16日から適用する。

(附 則)

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

(附 則)

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

(附 則)

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

(附 則)

この要領は、平成28年4月1日から施行し、改正後の第6については、改正前の交付決定分にも適用する。

(附 則)

この要領は、平成29年4月1日から施行し、改正後の第6については、改正前の交付決定分にも適用する。

別記 1

産業振興推進地域本部の意見

事業名	
<p>(1) 集落活動センター市町村別支援チームでの対応経過(ビジネスプラン提案や支援実績等)</p> <p>(2) 各種アドバイザーとの協議結果、助言内容等</p> <p>(3) 当該事業に対する意見</p> <p>(4) その他特記事項</p>	
今後の支援について	

地域産業振興監	平成 年 月 日 氏名 印
---------	---